



# 「未熟児養育医療給付」利用の手引き (申請案内)

## 1. 未熟児養育医療給付とは？

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その入院治療に必要な医療費を市が公費負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の所得税額等に応じて、徴収基準月額(自己負担金)が生じます。

## 2. 対象者は？

吹田市内に居住する乳児で、出生直後に次に掲げる①又は②のいずれかの症状に該当し、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要を認めた方が対象となります。

① 出生体重が2,000g以下の未熟児	
② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの	
(ア)一般状態	a 運動不安、けいれんがあるもの b 運動が異常に少ないもの
(イ)体 温	摂氏34度以下
(ウ)呼吸器循環器系	a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの c 出血傾向の強いもの
(エ)消化器系	a 生後24時間以上排便のないもの b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの c 血性吐物、血性便のあるもの
(オ)黄 疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)

## 3. 給付の内容は？

入院治療における診察・医学的処置・治療等の支給に対して公費負担が受けられます。ただし、健康保険の適用となる医療費が給付範囲となるため、おむつ代や差額ベッド等の保険適用外のものについては対象となりません。

## 4. 申請手続きは？

下記いずれかの申請窓口まで、必要書類をご提出ください。

(1) 申請窓口(養育医療給付制度全般のお問い合わせは、①保健センターまで。)

	名称	所在地	電話番号
①	保健センター (吹田市立総合福祉会館 3F)	〒564-0072 吹田市出口町 19 番 2 号	06-6339-1212
②	子育て給付課 (吹田市役所 低層棟 2F)	〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号	06-6384-1470

## (2) 申請期間

入院開始日から3週間以内に申請を行ってください。3週間を超えて申請手続きをした場合、原則として3週間以前に受けた治療に対しての医療給付は受けられません。

また、3週間以内であっても退院後の申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

## (3) 必要書類等

	書類名等	記入者	備考
①	養育医療給付申請書	保護者（扶養義務者）	記入例を参考にご記入ください。
②	養育医療意見書	医 師	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。
③	世帯調書	保護者（扶養義務者）	記入例を参考にご記入ください。
④	健康保険証のコピー	—	本人（乳児）の健康保険証が発行されていない場合、加入予定の健康保険証のコピーをご提出ください。
⑤	印鑑	—	認印で結構です。
⑥	マイナンバーが確認できる書類（通知カード等）	—	同一世帯全員分
⑦	申請者の本人確認書類	—	申請者の運転免許証、パスポート等 ※詳しくは保健センターまでお問い合わせください。
⑧	所得税額等を証明する書類（次のいずれかに該当する方のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 申請日が1～6月で、前年の1月1日以降に転入された方 「<b>前々年分</b>の所得税額等を証明する書類」</li> <li>◆ 申請日が7～12月で、当年の1月1日以降に転入された方 「<b>前年分</b>の所得税額等を証明する書類」</li> </ul> ※ 扶養義務者が吹田市外に在住されている場合は、申請日が1～6月であれば「前々年分の所得税額等を証明する書類」、申請日が7～12月であれば「前年分の所得税額等を証明する書類」が必要となります。 ※ 証明書類は世帯全員分が必要ですが、他の方の証明書類で扶養されていることが確認できる方については提出不要です。		

### <所得等を証明する書類とは>

区 分	提出証明書類
生活保護法による被保護世帯	福祉事務所等の発行する受給証明書
中国残留邦人等支援給付受給世帯	福祉事務所等の発行する本人確認証（写し）又は受給証明書
市町村民税が非課税の方	市町村長が発行する市町村民税非課税証明書
所得税が非課税の方	所得税が非課税であることを証明する源泉徴収票、確定申告書の控 又は市町村民税非課税(所得)証明書
所得税に課税年額がある方	所得税の課税額を証明する源泉徴収票又は確定申告書の控等

※ 確定申告を行っている場合、源泉徴収票は不可。

※ 源泉徴収票は年末調整をしているもの、確定申告書の控は税務署の受付印を押しているものに限りません。

## 5. 保護者（扶養義務者）の自己負担は？

<費用の内訳>

←・・・・・・総医療費（健康保険適用分）・・・・・・→		
←・・・・・・健康保険者負担分・・・・・・→	←・・・・・・養育医療給付対象分・・・・・・→	
	養育医療公費負担分	保護者（扶養義務者）自己負担分（下表）

### (1) 自己負担金（徴収基準月額）

養育医療の給付対象となる乳児が属する世帯の所得税額等に応じて、下表のとおり徴収基準月額が決定されます。多胎児などで、養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は加算月額（徴収基準月額の10分の1）が適用されます。

徴収基準月額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準	徴収基準
			月額	加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付受給世帯		0円	0円
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円
C階層	前年の所得税非課税世帯であって、当該年度の市町村民税の均等割又は所得割の課税世帯	C1階層 市町村民税の均等割のみの課税世帯	5,400円	540円
		C2階層 市町村民税所得割課税世帯	7,900円	790円
D階層	A階層及びB階層を除き、前年の所得税の額が次に掲げる税額である世帯	D1階層 15,000円以下	10,800円	1,080円
		D2階層 15,001円以上 40,000円以下	16,200円	1,620円
		D3階層 40,001円以上 70,000円以下	22,400円	2,240円
		D4階層 70,001円以上 183,000円以下	34,800円	3,480円
		D5階層 183,001円以上 403,000円以下	49,400円	4,940円
		D6階層 403,001円以上 703,000円以下	65,000円	6,500円
		D7階層 703,001円以上 1,078,000円以下	82,400円	8,240円
		D8階層 1,078,001円以上 1,632,000円以下	102,000円	10,200円
		D9階層 1,632,001円以上 2,303,000円以下	123,400円	12,340円
		D10階層 2,303,001円以上 3,117,000円以下	147,000円	14,700円
		D11階層 3,117,001円以上 4,173,000円以下	172,500円	17,250円
		D12階層 4,173,001円以上 5,334,000円以下	199,900円	19,990円
		D13階層 5,334,001円以上 6,674,000円以下	229,400円	22,940円
		D14階層 6,674,001円以上	全額	全額の10分の1に相当する額(その額が26,300円に満たない場合にあっては、26,300円)

## (2) 自己負担金の支払い方法は？

自己負担金は、吹田市から後日(診療月の約4か月後)に送付する「納入通知書」によって、指定金融機関でお支払いいただきます。

## (3) 子ども医療証をお持ちの方

未熟児養育医療制度は、子ども医療費助成制度と併用することができます。

このため、納入通知書の請求額は、養育医療自己負担額から子ども医療費助成額を差し引いた額となります。

## 6. 申請後について

### (1) 申請内容に変更が生じたら

申請後に、氏名・住所・電話番号・被保険者証等に変更が生じた場合は、保健センターまで変更届を提出してください。

### (2) 医療券について

医療券は、申請から約1か月後に郵送します。

## 7. よくあるご質問

### (1) 養育医療給付の承認を受けた場合、医療機関での支払いは必要ですか？

未熟児の治療で健康保険対象分の費用については、吹田市が負担(立替え)しますので、医療機関の窓口でお支払いいただく必要はありませんが、健康保険対象外分(差額ベッド代やおむつ代等)については、医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。

自己負担金は、診療月の約4か月後に吹田市から納入通知書を送付しますので、指定金融機関でお支払いください。

### (2) 子ども医療証を持っているのですが、養育医療の承認を受けた後、自己負担金の支払いに関して、必要な手続きはありますか？

養育医療の自己負担金の納入通知書を送付する際、子ども医療証をお持ちの方には、養育医療の自己負担金から子ども医療費助成制度の公費負担分を差し引いた額を請求額として送付します。そのため、子ども医療の還付申請など別途に手続きを行う必要はありません。

### 《問い合わせ先》

#### 吹田市立保健センター

所在地 吹田市出口町19番2号  
(吹田市立総合福祉会館3F)

TEL (06)6339-1212

FAX (06)6339-7075

